

令和 8 年度

県単港湾整備（港建特別）工事
（出洲 5 号野積場舗装工その 4）

特記仕様書

千葉港 千葉中央地区
千葉市中央区 中央港

千葉県千葉港湾事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2 0 1 6 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物は、以下のとおり処理すること。

廃棄物	処分場	住所	運搬距離
As 殻	大林道路㈱千葉ア スファルト混合所	千葉県千葉市中央区 村田町893	8. 6 km
路盤廃材 Co 殻(無筋)	前田道路㈱市原合 材工場	千葉縣市原市八幡浦 2-8-2	8. 3 km
切断排水	太陽建設㈱	千葉縣市原市八幡海岸通 1969-65	10. 9 km

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は、片道運搬距離L=1.5km千葉県千葉市中央区中央港 2-73-2 地先のストックヤードに運搬するものとする。

4. アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

第3条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

なお工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.65
その他の作業不能日（年末年始）	6日間 令和8年12月29日～令和9年1月3日

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第4条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 工事中の安全確保

工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、交通管理者等との協議条件等による社会的要件のほか、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
工事箇所出入りに勤務する人	1 人		
工事箇所の車両誘導に勤務する人	1 人		
仮置き場入口に勤務する人	1人		仮置き場への搬入、搬出時

第6条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
土工【出来形】	路床盛土	盛土完了時
舗装工【出来形】	アスファルト舗装工	下層路盤完了時
	コンクリート舗装工	
	アスファルト舗装工	上層路盤完了時
	コンクリート舗装工	
	アスファルト舗装工	基層完了時
舗装工【品質】	アスファルト舗装工	表層完了時
	コンクリート舗装工	舗装完成時
	アスファルト舗装工	下層路盤施工時
	コンクリート舗装工	
	アスファルト舗装工	上層路盤施工時
舗装工【品質】	コンクリート舗装工	
	アスファルト舗装工	
構造物撤去工【出来形】	取壊し工	取壊し完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト舗装用骨材及びフィラー	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う
瀝青材料	○			JIS以外の製品については検査を行う
道路用砕石	○			
セメント	○			JIS以外の製品については検査を行う
混和剤	○			JIS以外の製品については検査を行う
セメントコンクリート用骨材	○			JIS以外の製品については検査を行う

第 8 条 道路用砕石

路盤用の砕石は再生材を原則とし、砕石クラッシャーラン（0－40）は修正CBR30以上（PIは6以下）、粒度調整砕石（0－40）は修正CBR80以上（PIは4以下）とする。

第 9 条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
基層・中間層・表層	40～60	車道部

第 3 章 一 般 施 工

第 10 条 工事測量

受注者は、工事契約後すみやかに縦横断測量を実施し、現況を確認するとともに、計画縦横断図を作成し、監督職員に提出すること。

第 11 条 路盤工

1. 路盤設置のための掘削は、路床土となる部分を出来るだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと。
2. 前項の施工完了後、監督職員が指示する箇所（2箇所）で現場 C B R 試験（JIS A 1211）を行い、試験結果を提出し、監督職員が承諾した後でなければ、路盤を施工してはならない。

第 12 条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

表層	改質Ⅱ型再生密粒度アスコン(20)溶融スラグ入り
中間層（上部）	改質Ⅱ型再生粗粒度アスコン(20)溶融スラグ入り
中間層（下部） 基層	再生粗粒度アスコン(20)溶融スラグ入り

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm 以下となるようまき出さな

ければならない。

6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず 5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。

1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。

2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。

3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。

4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。

5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。

6) 混合物の転圧延長が 10m 以上にならないようにする。

8. 5℃以下で施工する場合は、本条第 7 項の規定によらなければならない。

9. プライムコートの使用量は $1.02\text{l}/\text{m}^2$ とし、タックコートの使用量は $0.31\text{l}/\text{m}^2$ とする

第 13 条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。また、コンクリート舗装（エプロン部）は曲げ強度 4.5N/mm^2 とする。

ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (曲げ強度)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法(mm)	セメント の種類	W/C (%)
小口止めコンクリート	18N/mm^2	8	20(25)	高炉セメント	60以下
均しコンクリート					規定無し
コンクリート舗装 (エプロン部)	36N/mm^2 (4.5N/mm^2)				

第 14 条 小口止めコンクリート

小口止めコンクリートを設置する際は、床付面において地盤の平板載荷試験を行い、許容支持力度が、 78kN/m^2 以上あることを確認すること。 78kN/m^2 に満たない場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更にて対応する。

第 4 章 そ の 他

第 15 条 環境対策

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第 16 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書 (施工条件の明示含む)：Microsoft WORD データ

第 1 7 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 1 8 条 週休 2 日制適用工事 (港湾関係工事) 【現場閉所による週休 2 日工事】

- 1. 本工事は、週休 2 日制適用工事 (港湾関係工事) である。
- 2. 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。
なお、予定 価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
- 3. 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4. 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事 (港湾関係工事) 試行要領 (令和 7 年 1 0 月版)」に基づき行うこと。

第 1 9 条 特例監理技術者の配置

- 1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は以下の (1) ～ (8) の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。

- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。
 - 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第 20 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 21 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない